

# 住吉弓友会会則

## 第一条 (名称及び事務所)

本会は住吉弓友会と称し、事務所を大阪市住吉区住吉2-9-89  
住吉武道館内に置くものとする。

## 第二条 (目的)

本会は弓道を通じて会員相互の親睦、技術の練磨、人格の高揚を計ることを  
目的とする

## 第三条 (事業)

本会は大阪府弓道連盟(以下府連という)及び、住吉武道協議会に加盟し前条の目的達成のため、次の事  
業を行う。

1. 月例会の開催
2. 府連の事業及び振興会の事業(講習会、審査、試合、武道祭、等)
3. 会員の指導育成
4. 会員相互の親睦会
5. その他、弓道の普及振興に関する事業

## 第四条 (会員)

1. 府連登録会員、会員、によって構成する。
2. 本会の目的に賛同し、毎年所定の会費を納入するものを会員とする。
3. 会員が退会、若しくは会員種別の変更をするときは、その理由を付して  
役員に届け出ること。尚、登録会員への移行は、4月末若しくは10月末までに完了しなければならない。
4. 会計年度末までに、会費を郵便振替にて振り込まれない場合、会員資格が無くなり、  
再手続きには、所定の入会金を要する。但し、前もつての会長の承認がある場合、この限りでは無い。

第五条 5. 本会の会員に適さないと認められるものは、役員会において協議のうえ  
除名することがある。

## 第六条 (役員)

- |         |    |          |     |          |     |
|---------|----|----------|-----|----------|-----|
| 1. 会 長  | 1名 | 1. 副 会 長 | 1名  | 1. 記録、書記 | 1名  |
| 1. 道場代表 | 1名 | 1. 事 務 局 | 若干名 | 1. 備品管理  | 若干名 |
| 1. 会 計  | 1名 | 1. 会計監査  | 1名  | 1. 会報担当  | 若干名 |
| 1. 例会担当 | 1名 | 1. 幹 事   | 若干名 | 1. Web担当 | 若干名 |

## 第七条 (役員任期)

役員任期は2年とし、総会において選出する。但し再選を妨げない。  
又、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

**第八条 (会議)**

1. 役員会は必要に応じて随時開催する。
2. 総会は年1回1月に開催する。

**第九条 (会計)**

1. 本会の経費は入会金、会費、事業収入、寄付金等でまかなう。
2. 本会の会計年度は、全弓連会計年度に合わせ、毎年11月1日から、10月31日までとし総会において会計報告をする。

**第十条 (会費)**

1. 入会金¥2,000-(高校生以下は免除)
2. 登録会員¥11,000及び会員¥9,000の年会費を、年度末までに、郵便振替で納付すること。但し途中入会には適用しない。
3. 登録会員は、全弓連に年間¥2,000、称号者¥5,000の登録料を納める。
4. 会費、登録会費は9月発行の会報にて告知し、9月末までの振込によって完了する。

**第十一条 (審査)**

1. 登録会員であること。
2. 審査を受ける者は、書類提出締切前までの月例会に参加し、道場代表若しくは称号者の承認を受けること。

**第十二条 (会則の変更)**

会則の変更等は、変更が生じ、役員で可決承認された時、若しくは総会の決議にて決定する。

2017年1月15日改訂